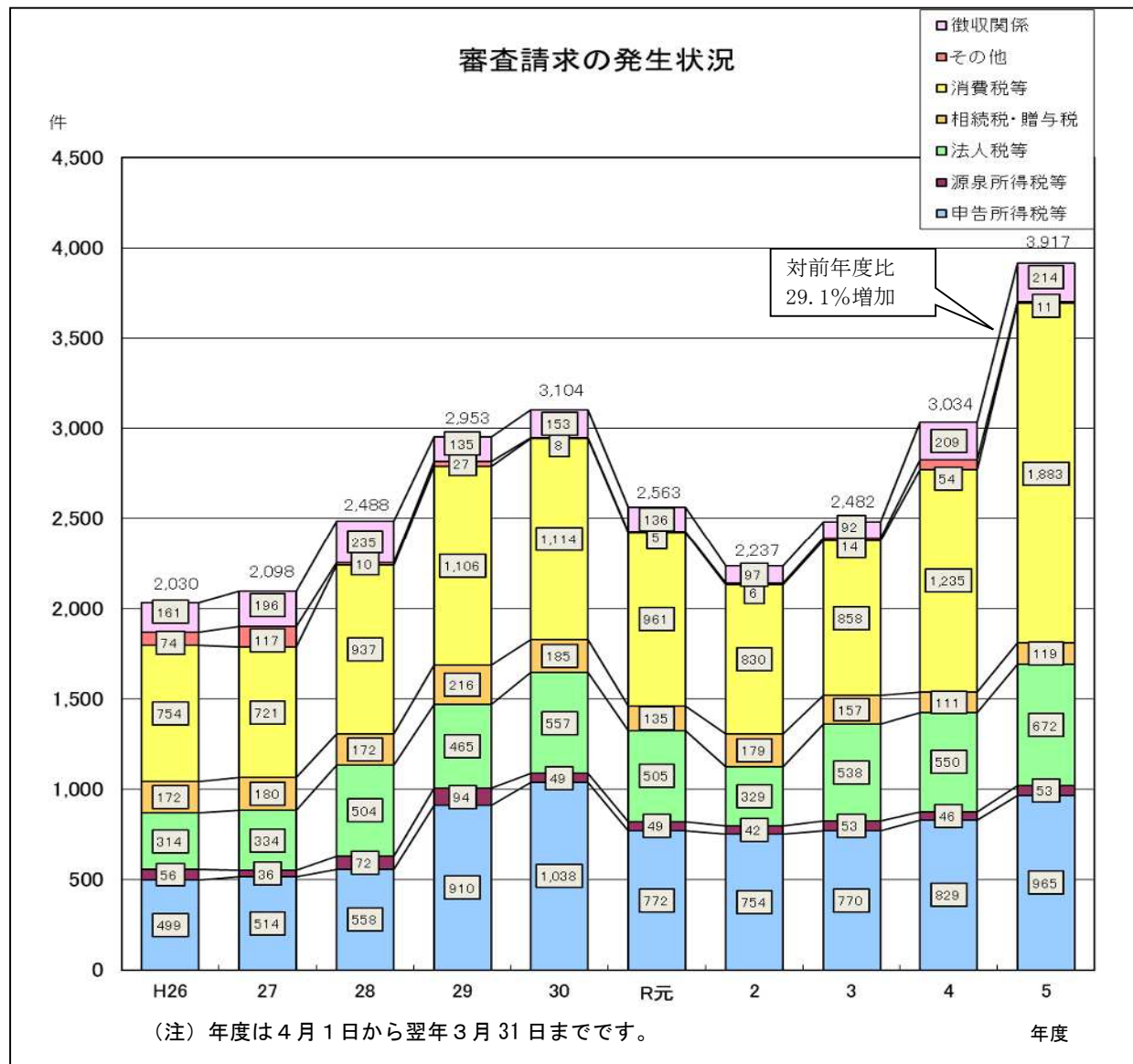


令和5年度における審査請求の概要

- 審査請求は、税務署長や国税局長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて、国税不服審判所長などに対して不服を申し立てる制度です。
- 国税不服審判所長に対する審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。
- 国税不服審判所は、審査請求人（納税者）と賦課徴収を行う税務署や国税局との間に立ち、公正な第三者的立場で裁決を行っています。

1 審査請求の発生状況（表1）

＝審査請求の件数は3,917件で、前年度より29.1%増加＝
（表1）

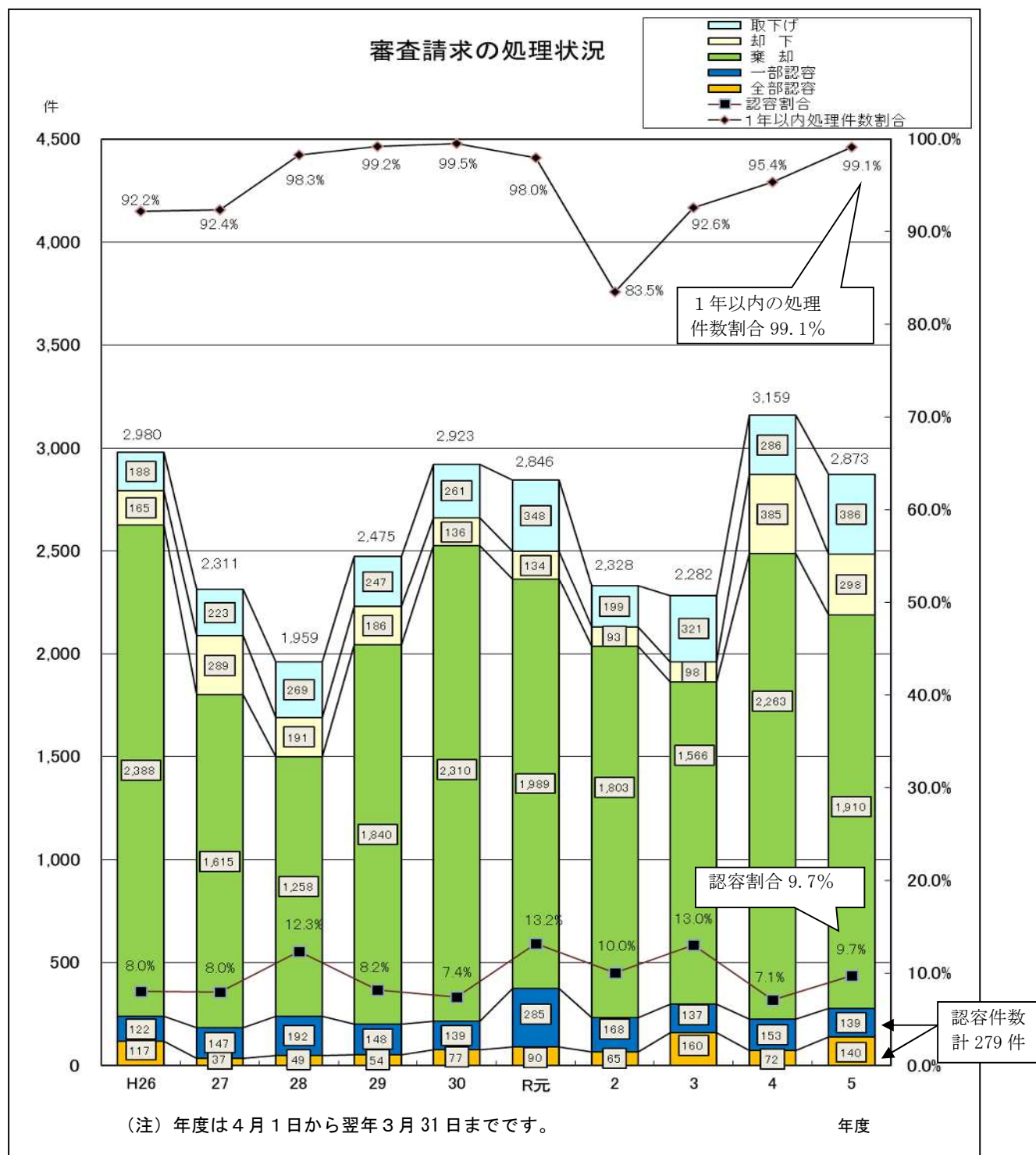


- 令和5年度における審査請求の発生件数は3,917件であり、前年度と比べ29.1%の増加となっています。

2 審査請求の処理状況（表2）

＝審査請求における認容割合は9.7%＝

（表2）



- 令和5年度の審査請求の処理件数は2,873件となっています。
- 処理件数のうち、納税者の請求が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は279件（一部認容139件、全部認容140件）で、その割合は9.7%となっています。
- 適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、標準審理期間を1年と定めています。
 なお、令和5年度の1年以内の処理件数割合は99.1%となっています（割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間のほか、令和3年度以降は、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。）。

(参考計表)

1 審査請求の発生状況

(単位：件、%)

区 分	課 税 関 係							徴 収 関 係	合 計
	申 告 所得税等	源 泉 所得税等	法人税等	相続税 贈与税	消費税等	その他			
令和4年度	内直審588 内二審241 829	内直審 34 内二審 12 46	内直審396 内二審154 550	内直審 97 内二審 14 111	内直審921 内二審314 1,235	内直審 51 内二審 3 54	内直審2,087 内二審 738 2,825	内直審131 内二審 78 209	内直審2,218 内二審 816 3,034
令和5年度	内直審642 内二審323 965	内直審 26 内二審 27 53	内直審522 内二審150 672	内直審 99 内二審 20 119	内直審1,093 内二審 790 1,883	内直審 10 内二審 1 11	内直審2,392 内二審1,311 3,703	内直審182 内二審 32 214	内直審2,574 内二審1,343 3,917
前年度比	109.2 134.0 116.4	76.5 225.0 115.2	131.8 97.4 122.2	102.1 142.9 107.2	118.7 251.6 152.5	19.6 33.3 20.4	114.6 177.6 131.1	138.9 41.0 102.4	116.1 164.6 129.1

※1 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数です。

※2 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数です。

※3 「法人税等」は、法人税、地方法人税及び復興特別法人税の件数です。

※4 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数です。

※5 「令和4年度」及び「令和5年度」の各欄の内書きは、「内直審」が異議申立て又は再調査の請求を経ないで直接審査請求のあった件数で、「内二審」が異議申立て又は再調査の請求を経た審査請求の件数です。

※6 「前年度比」の各欄の数値は、上段から「内直審」の件数の対前年度比、「内二審」の件数の対前年度比及び全件数の対前年度比を表します。

※7 令和5年度の審査請求の発生件数に占める直接審査請求の割合は、65.7%です。

2 審査請求の処理状況

(単位：件、%)

区 分	要処理 件数	審 査 請 求 の 処 理 状 況							未 済	1年以内 処理件数 割 合				
		取下げ	却 下	棄 却	認 容			合 計						
					一部	全部								
令和4年度 (構成比)	5,455	286 (9.1)	385 (12.2)	2,263 (71.6)	225 (7.1)	153 (4.8)	72 (2.3)	3,159 (100.0)	2,296	95.4				
		課税関係	5,205	262	342	2,189	225	153			72	3,018	2,187	95.2
		徴収関係	250	24	43	74	0	0			0	141	109	100.0
令和5年度 (構成比)	6,213	386 (13.4)	298 (10.4)	1,910 (66.5)	279 (9.7)	139 (4.8)	140 (4.9)	2,873 (100.0)	3,340	99.1				
		課税関係	5,890	371	197	1,827	276	139			137	2,671	3,219	99.0
		徴収関係	323	15	101	83	3	0			3	202	121	100.0

※ 1年以内処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間のほか、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。